

○路線バス運転手確保対策事業業務委託に関する質問及び回答【4/ 11公表】

No.	質問	回答
1	出展企業の対象は下記URL内の事業者が中心になると捉えておりますが、各企業への出展に関するご案内にあたり、それぞれの担当者情報（連絡先等含む）は貴県等からご共有いただけるイメージでしょうか？それとも受託事業者が開拓するイメージでしょうか。 https://www.pref.chiba.lg.jp/koukei/rosennbus.html	各バス事業者への出展案内に当たっては、対象事業者の連絡先メールアドレスや担当者名、電話番号など提供します。
2	千葉県バス協会との連携については具体的にどのような業務が想定されるでしょうか。	契約締結後、事業企画に係る協議を委託者との間で行う際、効果的な事業内容とするため、千葉県バス協会の意見等を聞き取ることや求職者募集の広報物の掲出に係る事業者への協力依頼などで、適宜連絡調整を行うことを想定しています。
3	提案内容について、下記の内容を関連企業と協業したプランニングを検討しておりますが、こちらは再委託に該当するでしょうか？また、該当する場合は承諾を得るにあたり必要な手続き等はございますか？ ・集客における特設サイトの設置 ・集客における広告配信（メインは弊社、一部委託予定） ・合同企業説明会開催におけるブース機材の一部の貸出	ご質問における「協業したプランニング」が意味するところが必ずしも定かではありませんが、本業務の企画提案募集要項10（4）に掲げた「主たる部分」に当たらない業務を一部再委託することは可能です。この場合、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を提出し、委託者の承認を得ていただくこととなります。なお、特設サイトや広告配信の企画の核心部分ではなく、そのデザインや構築、出稿作業、単なる機材の貸出を受けることは、一般的には「主たる部分」に当たらないことが多いと思われますが、具体的には落札後の協議において検討することになります。